

ご加入者の皆さま

損害保険ジャパン株式会社  
株式会社福祉保険サービス**新型コロナウイルス感染症に関する「入院保険金等」の取扱いのご案内**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

すでに報道されている通り、政府・金融庁から「みなし入院」による入院給付金支払対象の見直しへの要請があったことをふまえ、当社としても新型コロナウイルス感染症における「医師の管理下」に基づく自宅等での療養に関する保険金のお支払について、下記の通りといたしますので、ご確認ください。

末筆ではございますが、皆さまの益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

## 記

**1. 内容**

医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が 2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方(※)」とします。

(※)以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

**<「入院」とみなす適用範囲 イメージ図>**

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス感染症 と診断された日	2022年 9月25日以前	○ (約款上の入院)	○	○
	2022年 9月26日以降	○ (約款上の入院)	○	×

**2. 対象の制度、プラン**

ボランティア活動保険

福祉サービス総合補償（感染症オプション）

社協の保険（プラン2 - ②「社協役員・職員の業務中の感染症補償」）

民生委員児童委員活動保険

しせつの損害補償、保育所・認定こども園の損害補償（プラン3 - ③「役職員の感染症罹患事故補償」）

### 3. 背景

・当社の保険約款において「入院」の定義は、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等としており、これらの条件を全て満たすことによって入院保険金をお支払いすることになっています。

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け 2020 年 4 月以降は、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができないお客さまに対する特別措置として、宿泊施設や自宅での療養が行われた場合についても、「入院」とみなし、保険金をお支払いしてきました。これは保険約款の「入院」の定義には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること、保健所等で健康観察が行われること等を踏まえ、お客さま保護の観点から時限的措置として開始したものです。

・その後、新型コロナウイルスの感染者数が急速に増加する中で、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準となり、入院による治療を必要としない軽症者・無症状者の割合は高まっています。

・このような状況の中、政府は新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、2022 年 9 月 26 日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定することとしました。

・こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022 年 9 月 26 日以降の「みなし入院」の適用範囲について、上記のとおりとします。

### 4. 保険契約の解約や該当プランの削除等についてのご案内

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償を主な目的として保険に加入されたお客さまについては、保険加入時のご案内と異なる可能性があります。

保険契約やプランの解約・変更される場合には、お客さまのお申し出に応じて対応させていただきますので、以下の「保険契約を解約・変更する際にご留意いただきたい事項」をご確認いただいたうえで、お問い合わせ先までご連絡ください。

<保険契約を解約・変更する際にご留意いただきたい事項>

- ・保険始期日時点へ遡っての解約はできず、お申し出日以降の解約となります
- ・重症化リスクが高い方に該当する場合には、引き続き保険金をお支払いできる可能性があります
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、その他の病気やケガなどの補償がなくなる可能性があります
- ・ご加入に際して、医療保険等健康状態に関する告知を必要とする商品においては、条件や病歴等によって再度のご加入ができなくなる可能性があります

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。

以上

#### ■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒184-0015 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
TEL : 03-3349-5137

<受付時間>

平日 : 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

#### ■お問い合わせ先

株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル 17F TEL:03-3581-4667

<受付時間>

平日 : 9 : 30 ~ 17 : 30 (土・日・祝日・年末年始を除く)